

～ 国際研修 ～

第3回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

亀卦川 健 一

1 はじめに

国際協力部では、平成19年7月9日から同月20日までの間、カンボジア王国からの研修員16名に対し、第3回法曹養成支援研修を実施した（研修日程は資料1：日程表、研修員は資料2：研修員名簿のとおり）。

本稿が、カンボジア法曹養成支援の現状や今後の課題について検討する一助となれば幸いである。

なお、本研修には、カンボジア法曹養成研究会、同民事訴訟法作業部会から多大な御支援・御協力を頂いており、この場をお借りして関係各位に深甚の謝意を表したい。

2 研修実施の背景

法務省では、従前から、カンボジアに対する法整備支援として、独立行政法人国際協力機構（JICA）の政府開発援助の枠組みの下、民法・民事訴訟法などの起草支援と裁判官などの法曹養成支援に取り組んできており、その活動内容は本誌でも度々紹介してきた¹。

平成18年にカンボジアの国会で可決・公布された民事訴訟法は、本研修後の平成19年7月からカンボジアで適用されたが、同法は、従前の職権主義的な公判手続を日本の民事訴訟法などと同様に当事者主義による公判手続に大転換したものであり、裁判実務に与える影響は多大なものと制定当時から予想されていた。

他方、法曹養成支援については、法曹育成カリキュラムをカンボジア人の手で作成する能力を得させることを最終目標に、当部は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として設立されたカンボジア王立裁判官・検察官養成校に対して、平成16年1月から当部教官をJICA短期専門家として繰り返し派遣し、平成18年2月からは、当部教官柴田紀子をJICA長期専門家として同養成校に派遣（平成20年3月までの予定）し、民事科目の教材作成・カリキュラム策定、講義内容の改善や教官育成などに対する支援を行ってきた。

上記養成校において、新しい民事訴訟法手続の下での手続を具体的に理解できる教育が実効的に行われるためには、既に作成されている民事訴訟第一審手続マニュアルに対応す

¹ 三澤あずみ「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」（ICDNEWS18号1頁）、三澤あずみ、関根澄子、柴田紀子「国際協力部教官座談会・私たちのカンボジア法整備支援」（ICDNEWS25号3頁）、柴田紀子「カンボジアの法曹養成に向けて～民事模擬裁判～」(同号33頁)、木内秀行「カンボジア王国王立司法官職養成校民事模擬裁判に参加しての感想」(同号56頁)

る第一審の模擬記録の作成が必要不可欠であり、民事訴訟法の普及にも有用であると考えられた。

そこで、平成18年10月から、上記柴田長期専門家が指導し、これに当部教官が協力する形で、養成校の教官候補生である裁判官、司法省職員及び弁護士により結成された模擬記録作成チームによって模擬記録作成作業が開始され、第2回カンボジア法曹養成支援研修（平成19年2月実施）において、模擬弁論準備手続や同調書の作成に向けた演習等を実施した²。

3 第3回法曹養成支援研修までの活動

第2回法曹養成支援研修においては、弁論準備手続についてカンボジア人研修生がロールプレイを行い、期日調書などを作成する作業を行ったが、全体として、裁判官役の訴訟指揮が不慣れで、当事者に対して争点の整理を促さず、証拠の採否が不明瞭なまま、漫然と期日を進行させており、期日調書についても内容を要約せず当事者の発言をすべて逐語的に記録する冗長なものを作成していた。

その背景には、従前、カンボジアにおいては職権主義的民事訴訟が行われていたことや本人訴訟の割合が極めて高く、当事者が主張・立証するという当事者主義の概念が乏しかったことがあると思われた³。

この点については、研修の実を挙げるために、まず日本側によるロールプレイをカンボジア側に見せることで、弁論準備手続においては、当該事件の紛争の実体を解明するのに役立つ主要事実、間接事実を明らかにして争点を整理し、主要な争点について裁判所と当事者双方が共通の認識を持ち、立証を要する事実を明確にした上、これを立証するために必要かつ適切な証拠を整理するといった同手続の大きな流れについてイメージを持たせるべきであり、期日調書についてもまず日本の実務で一般に行われている要約式の調書を見本として配布するなどの工夫が必要である旨の指摘を法曹養成研究会から受けた。

それを受けて、平成19年5月2日に、当部教官らによる模擬弁論準備手続のロールプレイを行い、JICA-Netによって上記作成チームなどに視聴させたところ、手続について理解が深まった、具体的イメージが持てたといった声が多く寄せられ好評であり、ロールプレイ式による指導方法が有効であることが確認された。

4 第3回法曹養成支援研修の概要

(1) 来日前の準備について

本研修においては、第2回法曹養成支援研修に引き続き、模擬記録作成のために、弁論準備手続の結果陳述及び口頭弁論手続を行い、証人尋問、原告・被告本人尋問を実施し、

² 研修に至る経緯や内容については関根澄子「第2回カンボジア法曹養成研修」(ICDNEWS31号158頁)参照。

³ 第3回研修後に判明したことではあるが、カンボジアにおいては、事件記録の綴り方や保管などが日本と大幅に異なり、事件単位毎に調書を作成し編綴するのではなく、裁判官が個人単位で所持する記録帳のようなノートに事件内容を記録し当事者が内容を確認して署名するという慣習を有していたことも逐語的調書作成の一因であったと思われる。

その結果に基づいて、判決書を起案することを予定していた。

研修員は、グループ①6名（裁判官2名，司法省2名，弁護士2名），グループ②5名（裁判官3名，司法省1名，弁護士1名），グループ③5名（裁判官2名，司法省2名，弁護士1名）の3グループに分け、各グループに順番に裁判官役，原告代理人役，被告代理人役をさせ、どのグループも裁判官役を務めるようにした。これはカンボジアの新民事訴訟法においては、人証の尋問の順序について、原則としてまず裁判官が尋問し、必要に応じて当事者が尋問するという従前の職権主義的運用に配慮した規定を置いているため、仮に裁判官役を特定の研修員グループに固定すると、裁判官役のみ多く尋問を経験することになり、教育機会や効果の均等が図れないと考えたためである。

原告，被告，被告妻は、本職を始め日本人が行うこととした。

各グループには、あらかじめ、原告代理人役には原告の，被告代理人役には被告及び被告妻の，というように、それぞれ当事者代理人として尋問を行う対象になる者の供述案のみを配布し、反対当事者側には配布しないという形式をとった。

各グループは、来日前に、供述案に基づいて裁判官役を行う際の尋問案，代理人役を行う際の尋問案を作成した。

（2）事前講義等

講義1として、弁論準備手続，民事訴訟法の基本理念や全体的な枠組，請求段階・主張段階・証明段階の各段階において当事者主義等がどのように機能するか，主要事実と間接事実の区別，弁論準備手続の結果陳述などについて説明した。

講義1の詳細については、担当当部教官宮崎朋紀の報告が本誌99頁以下にあるので参照されたい。

講義1を補足し、その理解を深めるために消費貸借契約について事案に基づいて主要事実，間接事実，補助事実などを検討させる課題を配布し、翌日の講義2において研修員に答えさせたところ、おおむね正答しており、この点に関する理解が大分進んできていることがうかがえた。

ただ、消費貸借契約については再三、本研修以前からカンボジア側に知識をインプットしてきた契約類型であってその成果ともいえ、売買など他の契約類型については今後、同様に主要事実や間接事実の整理ができるよう指導していく必要があると思われる。

講義2として、尋問について、民事訴訟における事実認定の手法，供述証拠の信用性判断の方法を説明した上、効果的な尋問方法について、具体例をあげて説明し、模擬裁判における尋問を工夫するよう指導した。

（3）模擬裁判

本件事案の概要は、原告が、2004年6月1日，弁済期日2006年6月1日，利息年10パーセント，遅延利息年20パーセントとの約定で、被告に8,000ドルを貸し渡したところ，弁済期日を経過しても1ドルも返済されなかったと主張して、被告に対し、元本

と利息の合計 9,600 ドルと遅延利息の支払いを求めて提訴したのに対し、被告は、弁済期日に 6,000 ドルを一部弁済し、残債務については免除を受けた旨主張し争っているというものである。

当事者間に、消費貸借契約の成立と金銭の交付については争いがなく、争点は一部弁済の有無と債務免除の有無である。

模擬記録の証拠上争いがない事実としては、弁済期日に被告が銀行口座から 5,000 ドルを引き下ろした事、同日付の被告と被告親族間の 1,000 ドルの消費貸借契約書が存在すること、同日午後、被告が被告妻を同伴して原告と会ったこと、一部弁済を示す 6,000 ドルの領収証が作成されていないこと、2006 年 7 月ころから原告が被告方を再三訪問し支払いの督促をしていることである。

上記事実のうち、領収証が作成されなかった事実について、原告は弁済を受けていないからである旨主張し、被告は、原告から全額弁済するまで領収証を作成しないと言われ、友人関係にあったためそれ以上強く求められなかった旨主張している。

さらに被告の用意した上記 6,000 ドルの用途先について、原告は、被告の父親の病気治療代である旨主張し、被告は弁済期後に原告が 5,000 ドル程度の中古の日本車を購入したことをもって原告に一部弁済したことの証左であり、父親の病気に同情した原告が 3,600 ドルの残債務について免除した旨主張している。

本件においては、一部弁済・免除を直接認定する書証がないため、弁済期日における原告・被告の言動が事実認定の柱であり、原告、被告、被告妻の人証による立証の成否が問われる事案であった。

◎弁論準備手続結果陳述

カンボジア民事訴訟法 116 条に基づいて、裁判官役の研修員が、原告代理人役の研修員に請求を明らかにさせて争点を整理させ、被告代理人役の研修員に反論など補充すべき点を確認するというやり方で、弁論準備手続において行われた手続の内容を陳述させた。

日本においては、単に弁論準備手続の結果を陳述すると発言する行為のみによって行われるこの手続について、カンボジアにおいては民事訴訟法に忠実に、かつ、傍聴人に裁判の内容が理解されるようにすべきという考え方から、再度、弁論準備手続で行われた内容について具体的に各代理人役は陳述したものと思われ主張争点整理は相当であったが、証拠関係について何ら触れられることは無かった。

これは弁論準備手続で行った書証の取調べ、人証の採否決定など証拠関係の手続について、結果陳述を行うことで、口頭弁論手続において取り調べられるなどしたことと同様になり、初めて判決にも用いることができるという認識が薄かったためと思われる。

すなわち、カンボジアの従前の実務においては主張と証拠が峻別されておらず、当事者の行為によって訴訟手続が段階を踏んで進められていくという新しい民事訴訟法の考え方が厳密には理解されていなかったことが原因と推察された。

この点については、本研修中に、日本側による弁論準備手続結果陳述のロールプレイを

見せ、両者の違いを議論させることで、カンボジア人研修員の理解改善を図った。

◎被告本人尋問

被告役は、法曹養成研究会委員の磯川剛志弁護士が担当した。

上記のとおり、裁判官の尋問、原告代理人の補充主尋問、被告代理人の反対尋問の順番で尋問を行った。

尋問については、時系列ではなく、争点である一部弁済の有無、免除の有無について直接、「～をしたか」というような事実を正面から尋ねる尋問が多く、「なぜ～をしたのか」、「なぜ～をしなかったのか」といった理由を尋ねるような尋問はほとんど行われなかった。

このため、原告の主張を上塗りして確認しているにとどまり、信用性判断に役立つような供述は得られていない印象を受けた。

時間的にも、3者合わせて極めて短時間で終了しており、判決の基礎とするには不十分であった。

これは従前のカンボジアの民事裁判においては本人訴訟が多く当事者による尋問が想定しにくかったこと、研修員らが供述証拠の信用性判断をどう行うのかについて経験が浅く判断に有用な尋問を行えないということが主たる原因と思われる。

加えて、裁判官役の研修員らは、裁判官があまり多く尋問することで中立性を失うのではないかと、当事者の尋問の機会を奪うことになって当事者主義に反するのではないかと危惧した旨講評時に述べており、当事者主義に忠実であろうとして、研修員らが、新しい民事訴訟法による具体的な尋問のイメージを描ききれず、極端に裁判官の役割を謙抑的に捉えてしまったことも理由と考えられた。

そこで、急ぎよ、日本側による被告本人尋問のロールプレイを実演して見せ、翌日の原告本人尋問、被告妻証人尋問に反映されることを期待した。

◎原告本人尋問・被告妻証人尋問

原告役は当部の宮崎教官が、被告妻役は JICA 長期専門家でもある当部の柴田教官がそれぞれ担当した。

前日とは違い、各役とも、おおむね時系列にしたがって質問し、特に争点に関係する弁済期日の行動について具体的理由も尋問するなど日本側ロールプレイを参考に尋問内容を工夫した様子がみられた。

ただ、いくつか今後の問題点も浮かび上がった。

まず、争いのない事実について繰り返し尋問し、弁論準備手続で取り調べ済みの証拠についてわざわざ示し、改めて単純にその内容確認する尋問をするなどの問題が認められた。

これは、研修生が理論では当事者主義を理解していても、従前の職権主義的な真実追究を主目的とする民事訴訟観の残滓があるため、争いのない事実であっても裁判官に疑問があれば質問しようとしたものと思われた。

次に、裁判官役が原告・被告両代理人の尋問を裁判官役の尋問と同一の重複尋問である

として制限する場面がやや頻繁に見られ、代理人役が事前に準備した尋問を行えず困惑している様子が見られた。

上記のとおり、カンボジアの新民事訴訟法は当事者主義を基本としつつ、弁護士の数や絶対数が少なく本人訴訟が多い現状に配慮するなどして、尋問については原則として裁判官が先に尋問する方式を定め、場合によっては当事者が先に尋問を行う（交互尋問）ことを認めているが、裁判官の意識や運用次第で公判運営に相当な影響をもたらすものと思われ、今後も当事者主義における裁判官、代理人弁護士や当事者の役割についてよく説明していく必要がある。

また、異議については、あくまで訴訟の進行を円滑・適正に行うためのものであり、どういった場合に異議を誰が申し出るのか、異議を認める基準は何かといった点について、今後はより具体例に基づいて教えていくのが適切と思われる。

◎最終弁論

原告被告各代理人グループがそれぞれ、当事者・証人尋問を基に最終弁論を行った。

◎判決言渡し

3グループがそれぞれ判決書を起案した。いずれも原告勝訴の判決であった。

3通の判決書についての問題点の指摘と改善は、法曹養成研究会に諮った上で、本研修後に行われた JICA-Net セミナーで行われたため本稿では割愛する。

◎模擬裁判講評など

当部教官に加え、法曹養成研究会委員の上記磯川弁護士、同本間佳子弁護士が参加し、研修員らと率直な意見交換を行い、模擬裁判においてより改善すべき点を指導した。

両弁護士からは、豊富な実務経験に裏打ちされた有用な助言が多くなされており、この場を借りて改めてお礼を申し上げたい。

両弁護士の講評については、本誌 103 頁以下を参照されたい。

講評において、重点的に日本側から意見を述べた点は、上記で指摘したとおり、当事者主義の下で、職権主義的な裁判官主導の尋問規定をどのように運用すべきかという点であった。

この点、カンボジア側からは

「代理人のいない事件については、事件をスムーズに処理するために、裁判官が先に尋問した方がいい。カンボジアでは多くの事件は代理人がなく、それに読み書きさえできない当事者もいる。代理人のいる事件については、裁判官が先に尋問するが、できるだけ尋問を少なくし、次に代理人に尋問の時間を取る方がいい。最後に足りないのであれば、裁判官がさらに追加尋問を行う。」（裁判官研修員）

「当事者及び証人の尋問は非常に重要であり、また真実を探るために、当事者・証人尋問の評価によって心証形成が不可欠である。その目的を効率的に達成するために、尋

問順番を決めた方がいい。民訴法では、裁判官、主尋問、反対尋問と規定されているため、その順番を守った方がいいが、裁判官の尋問は最低限度にし、代理人の尋問をできるだけ多くした方がいい。しかし、代理人のいない事件、又は代理人がいても尋問の下手な代理人の付いた事件については、裁判官の尋問が重要な役割を持っている。また、もし代理人から先に尋問をしたいという旨の申立があった場合は、代理人から尋問してもらった方がいい。」（裁判官研修員）

「裁判官が先に尋問してもいいが、事件の概要にのみ限定する。優先的に当事者側に詳細にその尋問の機会を与える。足りない部分については裁判官が補足の尋問を行う。裁判官としてはあまり詳細に尋問しない方がいい。詳細に尋問を行うと当事者がどちらかに偏るとの印象を受けられてしまう可能性がある為である。裁判官は当事者若しくは代理人が重複の尋問時にその尋問を止めるのではなく、重複の尋問をしないように注意を喚起するだけにした方がいい。」（弁護士研修員）

「口頭弁論において、裁判官は必要最小限の質問を行い、できるだけ当事者を弁護する代理人に多くの機会を与えた方がいい。またカンボジアの現状では、弁護士の数が少なく、一部の州では弁護士が皆無に等しいため、もし裁判官が尋問を主導しなければ審理が混乱を来し、スムーズに審理が行えなくなるおそれがある。基本的に事件によって、迅速にかつ公正に処理するために、裁判所は自ら判断し、尋問のやり方を臨機応変に採用した方がいい。総合的に判断し、弁護士の数が非常に少ない現状において、裁判官が多く質問するのか、それとも代理人が多く質問するのかは裁判官の裁量に委ねる。」（司法省研修員）

などの意見が出され、本人訴訟においては裁判官が積極的に尋問を行うが、代理人が付いている訴訟においては、まず代理人に尋問させる方式の方が望ましいというものがほぼ全員が一致した意見であり、また、カンボジアの実情に即していると思われる。

（４）その他

◎条文輪読会

本研修においては、民事訴訟法の訴え提起から判決まで条文ごとに担当を決め、その日の日程終了後、研修員のみで条文の輪読会を行い、その場で提出された疑問について書面にして翌朝提出させることにした。これは条文の知識理解を深めるとともに研修員側の関心や理解が不十分な点がどの部分にあるかを教官側が把握するのに有益であると考えて行ったものである。

研修員からは、条文が想定する具体的事例や土台になった日本民事訴訟法の実務における当該条文の運用について送達や欠席判決などを中心に約 50 問ほど質問が出された。

例えば、条文で用いられている「疎明」とは何か、どういった資料で「疎明」を認めるのか、「重大な過失」とはどのような場合か、「やむを得ない場合」とはどのような場合かなど、具体的事案の解決を通じて、カンボジアの国情に応じて決められるべき事柄、換言すると判例や実務の蓄積によって確立されていくべき事柄について質問がなさ

れる傾向がある。

今後は、日本とカンボジアの国情の違いから、日本の解釈論を単純にカンボジアに移植するだけでは不十分であり、カンボジア人自身の手によって法解釈を行い、判例を蓄積していく重要性についても自覚させていく必要があるように思われた。

これらの質問については、後日、当部教官において回答を作成しカンボジアに送付することとなっている。

◎特別講義

竹下守夫民事訴訟法作業部会長及び上原敏夫委員から、民事訴訟法の基本理念と第一審手続の流れについて講義を行い、三木浩一委員及び山本和彦委員から、連帯保証の事案を設例としつつ、公示送達、欠席判決、文書提出命令、鑑定、仮差押え、確定判決の効力などが争点に含まれる事例問題の指導を行っていただいた。

事例問題について議論を行うロースクール的ゼミ方式の教育方法は、研修員の参加意欲を高めるだけでなく、研修員の理解度を測る上でも有用であり、今後の研修においても積極的活用が望ましいと思われる。

◎東京高等裁判所表敬

東京高等裁判所に法曹養成研究会参与委員である柳田幸三同高裁部総括判事、南敏文同高裁部総括判事を表敬訪問した。

その際、研修員からは、「和解で当事者をどのように説得するか」、「カンボジア民訴施行において困難が予想される点は何か」など、研修員が実務家の観点から強い関心を持っていた疑問点について質問がされ、両判事から回答をしていただいた。

5 研修成果と今後の課題

本研修は、新民事訴訟法がカンボジア全土に適用される直前に実施しており、研修員らの課題や講義に取り組む姿勢や熱意は従来にも増して顕著であり、本職を始め、研修に参加した日本側関係者全員にとって非常にやりがいを感じる事となった。

特に、模擬裁判の準備、条文輪読会、特別講義のための事前課題など研修時間外における作業は、研修員の研修への主体的参加意欲を高めただけでなく、民事訴訟法の一審手続部分について実務的な理解を深める上で効果的だったと思われる。

教育方法として、日本側がロールプレイを実演し、それを手本にまねることから始めるというやり方も有用だったと思われる。

研修員らからは、「民事訴訟法について十分理解しているつもりだったがいまだ不十分だったことを自覚した。」、「訴訟の手続について具体的イメージが持てた。」など積極的に評価する声が聞かれた。

一方、内容的には、判決書の改善や執行・保全分野の教育など積み残している部分も少なくなく、今後の研修内容を検討する必要がある。

また、前回の研修時に比べて研修員らの能力は確実に向上しており、同じ研修員に複数回連続した研修を行うことの有用性も確認された。反面、日本で研修し能力の認められた研修員について、カンボジアにおける法曹教育でどのような役割を果たしていただくべきかについて今後検討することは、プロジェクトを運営する上で重要であろう。

最後に、本研修の成功には、柴田 JICA 長期専門家が参加して研修員らの問題意識を日本側に橋渡ししたことと研修監理員である天川芳恵氏、スワイ・レン氏（五十音順）が正確な通訳を行ってくれたことが大きく寄与していることを付言する。

第3回カンボジア法曹養成支援研修を担当して

国際協力部教官

宮崎朋紀

1 私は、2007年7月9日(月)から20日(金)まで2週間にわたり、ともに同年4月に国際協力部に着任したばかりの亀卦川教官と、第3回カンボジア法曹養成支援研修を担当した。

私にとっては、カンボジアの研修員らと直接顔を合わせたのは初めてのことであったが、研修を通じて積極的に質問をする姿や熱心にメモをとる姿が印象的であった。一方、研修員らにとっては、宿泊場所と研修場所との間の慣れない電車通勤に加え、毎日宿泊場所に帰ってからの課題(民事訴訟法の条文の輪読会)を与えられるなど、ハードな2週間であったようだが、最後のアンケートや後に伝え聞いたところでは、充実した研修であったと感じてもらえたようである。改めて、この研修のカリキュラムに参加し、研修員らに対して内容の濃い講義やコメントをしていただいた諸先生方に深い感謝の意を表したい。

以下では、今回の研修のうち、模擬裁判及びそれとともに実施した講義、講評の中で感じたことを中心にお伝えしたい。

2 講義の内容について

模擬裁判に並行して、講義1「民事訴訟の基礎」、講義2「尋問について」、講義3「判決起案指針」という3つの講義を行った。

講義1は、今回の模擬裁判で行う「弁論準備手続の結果陳述～尋問～最終弁論～判決起案」のすべてに関わる前提知識を確認するもので、「請求段階、主張段階、証拠段階の区別」、「当事者主義の意義」、「主要事実と間接事実の各意義、機能」といったトピックを取り上げた。なお、「主張責任と証明責任」についても取り上げる予定であったが、時間の関係でそこまでは進めなかった。

3 研修員らとのやりとりの中で感じたこと

(1) 請求段階、主張段階、証明段階について

講義1で、まず請求段階について説明を始めたところ、ある研修員から、カンボジア民事訴訟法75条2項2号の「請求を特定する事実」と同条3項の「請求を理由付ける事実」の違いは何かという質問がされた(日本民事訴訟法にも同様の規定がある)。すると、研修員らがみな一斉に何やら発言を始め、この2つの概念の違いについてほぼ全員が理解できておらず、強い関心を持っていたことがうかがわれた。しかし、しばらく時間をかけ、具体例も挙げて、前者が請求段階に関するものであり、後者が主張段階に関するものであることを説明すると、おおむね納得したようであった。その他の請求段階と主張段階の区別については、比較的スムーズに理解されたように思われる。

一方、主張段階と証明段階の区別、特に「当事者の主張」と「当事者本人尋問の供述」との違いの話をすると、やはり、研修員らから疑問が呈された。「やはり」と書いたのは、前任者から「この点は何度説明しても研修員らから繰り返し質問される」旨の引継ぎを受けていたためである。具体的には「当事者尋問に対し、代理人弁護士が代わって答えられないのか」などの質問がされた。予め準備していた説明をしたが、その後も延々と質疑が続き、その中で「これまでのカンボジアの民事訴訟では、当事者は弁護士にすべてを任せ、法廷には出てこないのが通常であった。もし、尋問に代理人弁護士が答えられないとすれば、当事者本人が法廷に出られないときにはどうになってしまうのか」といった問題意識も含まれていることが分かった。そもそも主張段階と証明段階をなぜ分けるのかという点を含め、主張段階と証明段階の説明にはかなり苦勞した。

今回の研修員らは、実際に模擬裁判で当事者本人尋問を体験してみることで、双方に弁護士が付いた訴訟での「当事者の主張」と「当事者本人尋問の供述」の違いについてはイメージを持つことができたようであるが、弁護士不足のために本人訴訟が多くを割合を占めるといわれるカンボジアの現状を考えると、上記の点を含めて主張段階と証明段階の違いをカンボジアの裁判官一般に認識させるまでには、時間がかかるのではないかという感想を抱いた。

(2) 主要事実と間接事実について

この点の説明をするに先立ち、試みに研修員らに対し、あえて「間接事実」という用語の説明をせずに「模擬裁判の事案について、取り上げるべき間接事実を挙げてもらいたい」と順番に尋ねてみた。そうすると、それぞれが特に迷うことなく間接事実を指摘し、その的確な回答ぶりに感心した。

主要事実と間接事実に関する研修員らとのやり取りをもう1つ御紹介したい。判決起案についての事前説明をしていた際、研修員の1人から「事実摘示欄には主要事実だけを記載すればよいのか、間接事実も記載すべきなのか」との質問がされたが、よいポイントを突いた質問であり、日本側を喜ばせた。このときは「基本的には主要事実を書くことに集中すべきである。間接事実を書いてもよいが、冗長にならないようにすべきである」などと要点だけを伝えるにとどめ、起案に取り掛かってもらった。そして、判決講評の際に、この点について感想を聞いたところ、「間接事実まで書くことになると裁判官が忙しくなってしまう、処理が大変なので主要事実のみ書くべきだと思った」という思わずクスリとする意見が述べられた一方、ある研修員は「主要事実だけ書けばよい。間接事実は理由欄で触れれば十分であり、事実摘示欄に書くと重複が生じる」との意見を述べ、別の研修員は「判決の分かりやすさの点からすると、間接事実もある程度記載した方がよい。理由欄では、事実摘示欄に記載したことを前提に、重複しないように書けばよい。また、事実摘示欄には重要な間接事実だけ書くことにすればよい」という意見を述べた。研修員らが非常によい議論をしてくれたと感じ、今回の研修の中で最も強く印象に残った場面の一つである。

(3) 調書異議について

「調書異議の手続について教えてほしい」という質問は、私が着任して以来、講義のテーマ等に関わりなく、繰り返される質問の一つであったが、今回も同様にその質問がされた。私自身経験がなかったため、日本民事訴訟法の逐条解説等を調べながら回答をしていたが、時間をかけて質問の意図を聞いてみると、「カンボジアでは、当事者が書記官を信用しておらず、調書に異議が申し立てられることが多いため、従前、期日が終わるたびに、書記官が走り書きで作成した調書を当事者双方が確認し、それにそれぞれが拇印を押すという運用をしていた。ところが、新しい民事訴訟法には当事者が拇印を押さなければならないという規定がない。それでは調書異議申立てが続出すると思う。規定にはないが、事実上拇印を押させる運用をしてもよいか」ということを言いたかったことが分かった。この質問を始めとして、質問者の意図を十分確認し、カンボジアの従前の実務を理解しなければ、的確な回答ができないことを研修中繰り返し感じた。

(4) 執行、保全について

研修中の自由な質問時間の中では、執行、保全に関する質問が多かった。それも、「仮差押えと仮処分の違いが分からない」とか「勝訴判決を得たが、被告に財産がない場合はどうしたらよいか」などといった初歩的な質問が多かったため、本研修の2か月後の9月に行った JICA-Net セミナーのテーマに執行、保全を取り入れた。その後も現地から執行、保全に関する質問が多数寄せられており、現段階でこれらの分野への対応に苦慮していることがうかがわれる。

4 今回の模擬裁判を振り返って

- (1) 今回の模擬裁判を通じて、研修員らが実際に手続を体験しながら、各手続について考えを深めたということが私たちにも伝わってきた。

先に触れた「判決書の事実摘示欄に間接事実を書くべきか否か」の点、また、他の方々の文章で触れられている「尋問の順序は、裁判官が先がよいか、代理人弁護士が先がよいか」の点をはじめとして、研修員らが実際にやってみたことにより、体験に基づいた非常によい議論がされたと感じたことが何度もあった。

- (2) また、今回の模擬裁判を通じて、研修員らが今どのくらいのレベルにいるかということ把握することができたと感じる。

争点整理や尋問に関しては、詳しくは他の方々の文章で述べられているとおり、全体に事前に予想していたよりも高いレベルにあったと思う。

判決書については、3グループ中1つのグループの事実摘示欄は、主要事実をおおむねもれなく指摘していたほか、「重要な間接事実」を簡潔に指摘しており、驚くほどすっきりとまとまったものであった。もっとも、それ以外の部分及び他のグループの判決起案は、まだまだ改善が必要という印象であったが、私自身が修習生や新任判事補だったころの判決起案を思い起こしてみると、彼らの起案についても、現段階ではまだ、特に悲観的になるほどのことはないように感じた。

- (3) 法曹養成研究会において従前指摘していただいていたことであるが、模擬裁判の前に、

あるいは、並行して、日本側から「見本をやってみせる」ことにより、手続のイメージを持つという効果が更に上がるように思われた。

弁論準備手続については、本研修に先立つ5月に礒川弁護士と、当部亀卦川教官と私の3名で、JICA-Netを通じて実演して見せたところ、好評であった。今回の模擬裁判では、1人目の人証の尋問はあまりにあっさり終わってしまったが、上記経験もあったので、急きょ日本側から尋問の実演をしてみせたところ、翌日行われた人証の尋問は見違えるように改善した。これらのことは、他の方々の文章に詳しく触れられているとおりである。

- (4) さらに、今回本間弁護士、礒川弁護士をお呼びし、講評を担当していただくなどしたが、極めて有意義であったと感じる。お二人とも弁護士の立場から、各手続で重視すべき点を指摘された上、尋問において細かい事情を丁寧に拾われ、負け筋の側でも決してあきらめない姿勢、勝ち筋の側でも決して油断しない姿勢を示されていた。このような姿勢はカンボジアの研修員らに伝わり、当事者主義を支える弁護士がどのような仕事をしなければならないかというイメージを持ってもらえたと思う。また、カンボジアの法整備支援に長く携わっているお二人は、今回の模擬裁判を見て研修員らのレベルが向上したことを実感されたようであり、研修員らに賞賛と激励の言葉をかけておられたが、これらは研修員らにとって大きな励みになったであろうと思われる。

- 5 2007年12月に、カンボジア現地において、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の2期生、3期生合同の模擬裁判が行われる。その際は、本研修と同じ記録を用い、今回の研修員中の教官候補生7名（うち6名は同校1期生）は指導役に回ることになる。このように、まず自らが模擬裁判を体験し、その後、後輩が行う同じ事案の模擬裁判の指導役を担当するというのは、教官養成としてよい手法ではないかと考えられ、今後も続けていければよいと考えている。まずは1期生の教官候補生である彼らが、後輩たちに対し、どのような指導をしてくれるかが楽しみである。

第3回カンボジア法曹養成支援研修（模擬裁判）に参加しての感想

弁護士 礒 川 剛 志

私は、大阪弁護士会に所属する51期の弁護士であるが、2005年11月以降、国際協力機構（JICA）より委嘱を受け、カンボジアの裁判官養成のプロジェクトに参加している。主な活動内容は、おおむね3か月に1回開催されるカンボジア法曹養成研究会に委員として出席することであるが、今回を含め我が国での本邦研修に3回参加し、カンボジア王立裁判官・検察官養成校でも1度、民法講義を担当したことがある。

今回の本邦研修では、過去に一度、本邦研修で会ったことのある研修生を対象として、模擬裁判への協力及び講評を行った。模擬裁判では、被告本人役を担当し、研修生からの尋問を受けた。通常の弁護士としての仕事の関係もあり、自らが担当する部分以外の模擬裁判を傍聴することはできなかったが、研修生から自ら受けた尋問につき、日本の弁護士として、また、被告本人役としてのコメントを講評で行った。

模擬裁判の事案の詳細は、国際協力部教官のレポートに譲るが、被告は、原告から金員を借用した事実は認めるものの、その大部分につき返済を行い、残りを免除してもらった旨の主張を行っている。できるだけ、模擬裁判に臨場感を出すため、メモを見ずに供述できるように、事前に国際協力部から交付を受けた被告本人の供述案を前日に暗記したが、「ソック・ボラー」、「キエウ・アート」といったカンボジア人の人名が覚えられず苦労した。

カンボジア民事訴訟法の規定により、証人及び本人尋問は、裁判官がまず行い、続いて被告代理人からの質問、原告代理人からの質問がなされた。裁判官がまず尋問を行うという点が日本の民事訴訟法と大きく異なる点であり、この点、どのような質問を裁判官役が行うのか、それに応じて、当事者代理人がどの程度の質問を行うのか、多いに興味があったところである。

結果としては、裁判官からの尋問は、あまり具体的な内容には踏み込まないものであった。そして、それに続く被告代理人からの尋問も突っ込んだ内容ではなく、そのまま原告代理人からの反対尋問に移行してしまった。我々の感覚からすれば、裁判官からの尋問と証人申請側の代理人からの尋問を併せて、少なくとも日本の訴訟における主尋問的な内容がカバーされなければならないという認識があったが、そういう意味では、主尋問的な内容がカバーされないまま、反対尋問に移ってしまったという印象である。

この点については、後の講評において問題点を指摘したところ、裁判官役からは、「裁判官がまず尋問することに法律上なっているが、当事者主義や両当事者に代理人がついていることを意識して敢えてあまり尋問しないことにした。」、被告代理人役からは、「裁判官が十分尋問してくれると期待していた。」といった趣旨の発言があった。このような結果は、カンボジア民事訴訟法で、当事者主義を取りつつ、尋問の順序を従来のカンボジア実務に合わせて、裁判官がまず尋問を行うという規定になっていることから生じたものと思われる、研修生の説明にむしろ納得させられた感じであった。講評においては、裁判官が日本の証

人申請側代理人による主尋問のような形で一通りの内容につき尋問を行うことも、あるいは当事者に代理人がついている場合に、敢えて尋問内容を控える、更には尋問の順序を変更する、といった対応もいずれも間違いではないと説明した。今後の実務の中で、一定のスタイルが定着してゆくものと思われ、実務を通じてカンボジア側が独自に決めるべき問題と考えたからである。一方で、スタイルが定着するまでの間は、今回の模擬裁判のような事態が生じないように、例えば、弁論準備手続中である程度、裁判官と当事者代理人が尋問の順序や役割分担につき協議するといったことが必要ではないかとの指摘を行った。日本の裁判実務においても、弁論準備手続において、主尋問や反対尋問の時間につき、「主尋問 20 分、反対尋問 30 分、補充尋問 10 分」といった形で事前協議を行うケースがあると思うが、同じような形をとって、裁判官がどの程度、最初に尋問を行うか、両当事者代理人に伝えることは有益であろう。

これに対して、反対尋問は、上記のような問題と無関係であったこともあり、それなりのレベルの尋問がなされたように思う。尋問技術として気になり、後に講評でコメントした内容としては、①あまり時系列に沿った形で質問がなされておらず、証人が混乱を招く、②単発的な質問が多く、聴き手が具体性を持ってストーリーをイメージできない、③ある質問に対する証人の証言を前提とし、さらに突っ込むといった質問が少ない、という点があった。もっとも、このような問題点というのは、日本の司法修習生の模擬裁判を見ていると感じられるものであり、致命的な問題だとは思わなかった。

研修生の私に対する証人尋問が終った時点で、前述のとおり、裁判官と被告代理人との役割分担がなされていないとの危惧を参加した日本側スタッフ全員が持ったことから、急遽、日本側スタッフによるモデル裁判を見せることにした。国際協力部の宮崎教官が裁判官役、柴田長期専門家が被告代理人役、亀卦川教官が原告代理人役を行い、私は引き続き、被告本人役を行った。予めモデルとなる尋問及び供述内容が記録作成用に用意されていたため、台本どおりのモデル裁判を行ったものである。なお、モデル裁判では、カンボジアの民事訴訟法の規定を重視して、裁判官が最初に突っ込んだ内容の尋問を行い、証人申請側代理人がこれを補完する形の尋問を行った。

日本側スタッフが急遽行ったモデル裁判は、研修生にはおおむね好評だったようである。

日本側スタッフが実演を行うことは、カンボジア民事訴訟法上、解釈に委ねられている部分に関して、先入観を与えてしまうというリスクがある。しかしながら、一方で、実際に具体例を目にするのは研修生にとってイメージを持ち易く、極めて有効な研修方法である。実際、私は傍聴することができなかったが、翌日行われた原告本人尋問においては、研修生の尋問内容、尋問技術ともに格段の進歩があったと聴いている。先入観を与えるという問題に関しても、講評に際して、別の解釈の仕方、例えば、当事者代理人から先に尋問をさせるといった方法もあること、そのメリット・デメリットを指摘することにより、十分回避可能ではないかと思った。

講評に際しては、前述のとおり、当方の疑問に対して、研修生から納得のゆく説明があったり、あるいは、研修生からの質問についても、根拠のある質問がなされ、研修生が新

しい民事訴訟法に対して一定の理解を持っているとの印象を受けた。私が2年前にこのプロジェクトに参加する時点で、前任の教官等から、「カンボジアの研修生からは、とにかく意味の分からない質問が多い」といった説明を受けていたが、研修生のレベルがある程度向上し、質問の質が改善されてきているのではないかと思う。

今般の本邦研修では、私の他に東京の本間弁護士が模擬裁判に参加された。法務省の国際協力部主導のプロジェクトではあるが、我々日本の弁護士、特に若手の弁護士がどんどん参加できる機会があれば良いと思う。単にカンボジアの発展のためという大義だけではなく、支援する我々としても異なった文化、考え方に接する良い機会である。先般、カンボジアの裁判官・検察官養成校で民法講義を行った際も、生徒から我々日本の法曹が既に当たり前と思う法哲学的な質問があったりと、指導する立場の我々が考えさせられることもあった。

私の場合、このような法整備支援に従前から興味があったわけではなく、留学からの帰国時に大阪弁護士会を通じての打診がたまたまあったことから、また、通常の弁護士業務にそれほど支障とならないという説明があったことから、本プロジェクトに参加することになった。しかし、現在では、国際的な意義のある活動に関与することができ、また、貴重な経験を積む機会を与えられたことに感謝しているところである。

第3回カンボジア法曹養成支援研修に参加して

弁護士 本間佳子

1 研修の概要

2007年7月9日から20日にかけて、カンボジア法曹養成支援プロジェクトの本邦研修が行われた。参加したメンバーは、最年少24歳から最年長37歳までの、現職若手裁判官、弁護士、司法省職員合計16名であり、そのうちの数名は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の教官候補者である。

この研修では、法務省法務総合研究所国際協力部が中心になって模擬裁判を行い、その前後に法総研教官の皆様並びに竹下守夫先生、上原敏夫先生、三木浩一先生、山本和彦先生から講義があり、正に、「論理と実践」の両方から「知のシャワー」を浴びるような、充実した研修が行われた。

私は、このうち、大阪で行われた模擬裁判の原告本人尋問と証人（被告の妻）の尋問並びに最終弁論を傍聴し、講評を担当した。なお、被告本人尋問については、弁護士の礪川剛志さんが傍聴・講評を担当された。

ここでは、私が模擬裁判傍聴・講評を通じて感じたところを記させていただく。

2 カンボジアメンバーの成長を実感したこと

(1) 主要事実と間接事実の関係について

模擬裁判を傍聴して、うれしい驚きをもって確認した第一のことは、カンボジアメンバーが間接事実の機能を理解したということだった。

これまで、民事訴訟法起草支援のプロジェクトでのワークショップなどにおいて、カンボジアのベテラン裁判官にとって、主要事実と間接事実の違いを理解することが非常に困難であるという問題があった。そして、間接事実の機能をどうやって理解してもらったらよいかということが、常に課題になっていた。

今回の研修では、模擬裁判において、消費貸借契約の事例で、一部弁済があったかどうかと残債務の免除があったかどうか争点となるものを取り上げ、決定的な書証がないという状況において、間接事実の積み重ねによって主要事実を推認させる方法で立証するという手法に取り組んだ。尋問の前後の講義でも、丁寧に、主要事実、間接事実、補助事実について解説され、正面から、この課題に取り組んでいただいた。

その結果、模擬裁判では、重要な間接事実がよく拾われた尋問が行われ、後の解説・講評の議論において、カンボジアメンバーから、争点は一部弁済の事実の有無と債権者から免除があったかどうかであるという認識を前提にして、証人から引き出した証言は、「間接事実」を示すものだったこと、それによって主要事実を立証しようとしたことを確認する発言がなされた。この発言は、間接事実の機能が理解されていることを示すものであると評価できた。

(2) 主張と証拠の関係について—とくに本人尋問の結果が証拠であることについて

以前の民事訴訟法関係の研修で、もうひとつ大きな課題だったことは、主張と証拠の峻別が難しいということだった。特に、本人の陳述が証拠になるというのは、何度説明してもなかなか理解が得られなかった。これは、これまでのカンボジアの民事裁判が、調査手続を含む、かなり徹底した職権主義・糾問主義の構造をとっており、さらに、ほとんどの事案が弁護士のつかない本人訴訟であるという事情が関係していると思われる。結果的に、民事裁判の経験のあるベテラン裁判官にとって、当事者が法廷で言うことは「主張」であって証拠とは違うという固定観念から脱却するのはとても困難なことのようだった。

今回、証人尋問とならんで原告本人及び被告本人の尋問を行うなかで、若いカンボジアメンバーは、比較的 naturally、本人尋問の結果が証拠になるということを肌で感じたようだった。体験の意味するところは大きく、模擬裁判が新しい民事訴訟法の普及のために大変有効な手段であることがよくわかった。

3 今後の課題が感じられたこと

(1) 争いの無い事実の取扱い—弁論主義との関係

弁論主義については、すでに何回か、本邦研修や現地ワークショップなどで取り上げ、自白された事実は立証を要しないこと、争いのある事実についてのみ証拠調べがなされるべきことを解説してきた。今回の研修でも、事前の講義で、弁論主義について再度説明されたと聞いている。

しかしながら、実際に尋問をやってみると、双方当事者の間で争いの無い事実（今回の模擬裁判事例では、消費貸借契約の成立など）についても、消費貸借契約書を示して尋問されるということが一部のメンバーの中に見られた。

講評における指摘と、その後の研修におけるさらなる講義・解説によって、理解が深まってほしいと期待している。

この点は、繰り返し研修する必要がある、特にカンボジアの裁判官だけでなく弁護士が弁論主義の理解を深めることは、今後のカンボジアにおける民事訴訟法手続の発展にとって重要であると感じた。

(2) 重複尋問と尋問の順序—裁判長の尋問が最初と定められていること

もうひとつ、今後の課題として気になったことは、重複尋問が多いことだった。このことには、カンボジア民事訴訟法の尋問の規定のなかに、現在の日本の民事訴訟法と大きく異なる規定があることが関連している。カンボジア王国民事訴訟法典では、尋問の順序について、裁判長からまず尋問することとされている（138条）。

この条文は、カンボジアの起草メンバーから「カンボジアではまだ弁護士が少なく、弁護士がつかない訴訟が非常に多い。そのような場合に、当事者が充実した尋問を行うのは無理で、裁判所が尋問を主導しないと実質的に公平な裁判は望めない」と指摘され、その指摘に基づいて、裁判長が最初に尋問を行うと規定された経緯がある。つまり、当

事者主義を修正して職権主義的な手続きを残したということである。

私は、この条文を条文として検討しているときには、あまり問題を感じなかった。しかし、実際に模擬裁判という具体的な場面で見ると、弁護士にとってはやりくいものであることが、傍聴している私にも実感された。

当事者代理人が最初に尋問する場合は、主尋問は準備したとおりに行えばよいので比較的やりやすい。反対尋問は、主尋問で問われた質問と重複しないよう、また先の尋問結果を前提にして、柔軟に尋問事項を変化させなければならない。ところが、カンボジア民訴では裁判長が最初に尋問するため、弁護士が尋問するときには、常に反対尋問のような、柔軟な尋問事項の変更が必要になるのである。

さらに、弁護士の立場としては、依頼者に「よく働いている」と評価してもらう必要がある。用意した尋問事項のほとんどを裁判長に言われてしまって、尋問を短くすると、依頼者から、「うちの弁護士はあまり熱心に尋問してくれない」という印象をもたれるのではないかと心配になる。そうすると、重複してもいいからたくさん質問したくなるのである。私も、弁護士として、その気持ちはよくわかる。

今回の模擬裁判の講評の際に、参加メンバー（弁護士）から同様の指摘があり、これについて弁護士としてどう対応すべきか、という質問があった。ひとつの方法として、民事訴訟法 138 条 6 項において、裁判所は適当と認めるときは尋問の順序を変更することができることを指摘して、弁護士から先に尋問させてもらいたいと述べて、裁判所に尋問の順序を変更するよう求めてみたらどうかと提案した。

今後、カンボジアにおける実際の訴訟の現場でこの条文がどのように運用されていくのか、興味深いところである。

4 感謝

今回の研修に参加して、新しい人材が急速に成長していることを目の当たりにすることができて嬉しかった。わずか数年の間に、20代、30代のメンバーが急速な成長をとげ、新しい民事訴訟法普及の中核となりつつあるのを見て、カンボジア司法の明るい未来を予感することができた。

この若い人材群の成長は、自然発生的に起きたものではない。法曹養成プロジェクトをリードしてきてくださった、三澤さんから始まり、関根さん、柴田さんと引き継がれた歴代専門家の皆様、現在の宮崎教官、亀卦川教官に至る教官チームの皆様の努力の積み重ね、そして、いつも細やかな配慮でロジを担当してくださる土屋さんを始めとする専門官の皆様が支える、法総研の総合力によるところが大きいと感じている。

法曹養成プロジェクトの立ち上げから関与した者として、深く感謝申し上げたい。

第3回 カンボジア法曹養成支援研修日程表

[主任教官: 亀卦川教官・宮崎教官, 事務担当: 土屋専門官・尾世専門官]

研修実施場所: 法務総合研究所中之島合同庁舎, JICA大阪(大阪), JICA東京・法務総合研究所赤れんが棟(東京)

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考 (実施場所)	
7 / 9	月	JICAオリエンテーション		13:00～ オリエンテーション 国際協力部	14:00～講義1(民事訴訟の基礎) 国際協力部教官	JICA大阪	
7 / 10	火	国際協力部長あいさつ 国際協力部長	10:30～講義2(尋問について) 国際協力部教官	模擬裁判1(結果陳述・被告本人尋問) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官		国際協力部 国際会議室	
7 / 11	水	模擬裁判2(原告本人尋問) 本間佳子弁護士 国際協力部教官		模擬裁判3(被告証人尋問) 本間佳子弁護士 国際協力部教官	15:00～最終弁論起案 国際協力部教官	国際協力部 国際会議室	
7 / 12	木	模擬裁判4(最終弁論) 本間佳子弁護士 国際協力部教官	11:00～講義3(判決起案指針) 国際協力部教官	講義3続き(判決起案指針) 国際協力部教官	判決起案1 国際協力部教官	国際協力部 国際会議室	
7 / 13	金	判決起案2 国際協力部教官	11:00～講評1(尋問・弁論関係) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	講評2(尋問・弁論関係) 本間佳子弁護士 国際協力部教官		2階共用会議室	
7 / 14	土	東京へ移動					
7 / 15	日	休日					
7 / 16	月	模擬裁判5 (判決言渡し) 国際協力部教官	講評3(判決関係) 国際協力部教官	日本側の模擬口頭弁論・質疑応答 国際協力部教官		JICA東京	
7 / 17	火	講評4(判決関係) 国際協力部教官		講評5(判決関係) 国際協力部教官		JICA東京	
7 / 18	水	特別講義1(民事訴訟法) 竹下守夫総長(駿河台大学) 上原敏夫教授(一橋大学大学院法学研究科)		特別講義2(民事訴訟法) 三木浩一教授(慶応義塾大学法学部) 山本和彦教授(一橋大学大学院法学研究科)		赤れんが棟 第五教室	
7 / 19	木	東京高裁訪問, 表敬(10:30～11:30)		総括質疑応答 国際協力部教官		赤れんが棟 第三教室	
7 / 20	金	10:00～評価会	11:00～閉講式	資料整理等		JICA東京	
7 / 21	土	帰国					